

議員（隅岡 美子）

失礼します。

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせて頂きます。

一問一答方式で、よろしくお願ひ致します。

1点目の質問は、公共施設設置のAEDへの三角巾の常備についてあります。

町ホームページのAED場所を確認したところ、その多くが公共施設に設置されています。

AEDは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

心停止後、再び心臓が動かなければ、救命率は1分ごとに約10%ずつ低下するとされておりますが、一般町民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般町民による心肺蘇生など実施の有無別の生存率は、AEDが使われず通報だけだった場合は8.2%、通報と心肺蘇生だけだった場合は12.2%、AEDを使用した場合は53.2%と約6倍に増加すると言われております。

AEDには操作手順が表示されており、音声ガイドも流れるので、難しいものではないと思いますが、パッドの装着については肌に直接つけるため、人命救助といえども救助者の素肌を出すことに一定の抵抗がある方もいらっしゃると思っております。

そこで、お伺い致します。

躊躇せずにAEDを使用してもらうことを目的に、公共施設に設置されているAEDと一緒に三角巾を常備する考えについてお伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の公共施設設置のAEDへの三角巾の常備についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和元年5月に京都大学等の研究グループが行った報告によると、全国の学校構内で心停止となった子どもについて、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうか調べたところ、小学生と中学生では男女に有意な差はありませんでしたが、高校生になると明確な男女差が出ていました。これは、女性の服を脱がせることへの抵抗感から、AEDの使用率に男女差が生じているのではないか、との分析がなされています。

こうした事態を踏まえ、消防等が行うAEDを使用した訓練指導の際には、例えば衣服の一部をずらしてパッドを貼り付ける部分だけ素肌を出すことで、服をすべて脱がさなくてもAEDを使用出来る旨を説明しています。併せて、女性にAEDを使うのを躊躇わないで欲しい、重要なことは電気ショックの時間

を遅らせないことを啓発する資料も配布しています。この啓発資料とともに、パッド装着後に身体に被せてプライバシー保護へ配慮するための三角巾等をAED収納ケースへ配備している施設も一定数あり、香川県内では6市1町で実施されています。

本町におきましては、現在、町公共施設に31基のAEDを設置しています。これらについてはすべてリース契約による設置ですが、その中にはパッケージとして鉄やカミソリ、不織布等のレスキューセットが付属されているAEDもあります。その他、施設内に救急箱を備えている場合もありますが、プライバシー保護を目的とした三角巾等の配備は行っていません。なお、学校施設や町民健康センターについては、施設内にあるタオル・衝立等が利用可能です。今後は、近隣市町の動向も注視し、設置者とリース会社とで協議しながら、三角巾等の配備について検討したいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

それでは今、町長からのご答弁の中から、何点かについて質問をさせて頂きたいと思います。

まず初めの再質問です。ご答弁の中に最後の方に設置者とリース会社で協議しながら、三角巾などの配備について検討しますとございましたが、本町のAEDのリース契約先はどのように選定をしているのか、お伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

再質問の前に画像を映したいんですけど。

先ほど町長の答弁の中で、レスキューセットの件があったと思います。

そのレスキューセットをちょっと画像でお見せしたいと思いますので。

ご覧のとおりなんですけれども、鉄に手袋、カミソリ、蘇生用のマウスピース、タオル、不織布、こういったものがリースで今設置しておりますAEDに含まれているものがございます。全てのAEDにこれが入っている訳ではありません。ここに不織布とありますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ここの胸のあたりを隠すような大きさではありませんので、胸を隠すような大きさのものを今後設置したいというような旨の答弁を差し上げました。

それでは、先ほどの再質問について答弁をさせて頂きます。本町が設置している31基のAEDは、全てリース契約となっています。リース業者は特定の業者ではなく、更新時期に入札等により、その都度、決定しています。更新時期と

いうのは、AEDにはバッテリーの寿命というのがありますので、それが使えるような状態にある時期に合わせて入札を行って、その都度決定しているというものでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

先ほどのご答弁の中に6市1町ということでございましたが、詳しくご説明をお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

再質問に答弁をさせて頂きます。6市1町でございますが、済みません、今ちょっと手元に資料を準備してございませんので、市は、もうほぼほぼの市なんでしょうけども、該当していない市があると思います。そこをもし間違えて答弁すると具合が悪いので、今、答弁出来ることはございません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

また後で、ご答弁をお願いします。

次の質問になります。現在、町の関連施設でAEDを設置している場所は何箇所あるのでしょうか。また、その場所を確認する方法はあるのか、お伺い致します。

併せて、インターネット上でAEDを表示した地図などはありますでしょうか。よろしくお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

現在、町関連施設のうち、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、31基設置されております。施設は26施設です。26施設に31基が設置されています。小学校などには複数台設置しているため、施設数と設置台数は一致しません。設置場所の確認方法としては、町のホームページに町関連施設のAED設置場所を掲載しております。検索エンジンの方に多度津町・AEDと入力して頂きますと表示されると思います。掲載されているのは、令和4年8月26日現在のデータとなっています。現状と変わらず、26施設について確認することが出来ます。多くの人が集まる場所で、かつ、AEDを適切に管理出来る場所には、おおむね設置しているものと考えています。AEDは、緊急時に利用される医療機器ですので、いたずらでありますとか小さな子どもがそれと理解せずに触ってしまうと大変危険なものであるため、適切に管理することが難しいオープンな公園などには設置していない状況にあります。

それともう1点です。一目で分かる地図ということなんですけれども、現時点ではAEDを設置している場所を表示した地図等は作成しておりません。議員ご指摘のように、そのような地図等があれば、日頃から目にすることが出来て

備えることが出来るかも知れません。ですので、今回、国、県の方から地震に対する新しい指針等がありましたので、来年度中を目途にハザードマップの更新を検討しているところであります。ですので、その中に溶け込ますことが出来るように、併せて検討したいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。この総務課長の最初の方のご答弁で、オープンな公園などは難しいという件があるんですけど、再々質問です。道福寺公園とか堀江公園についてAEDの設置について、お伺い致しますが、よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、子ども等が不用意に触ってしまうと電気が流れるような医療機器でございますので、非常に危ないものでございます。で、道福寺公園に関しては、近くに病院等もありますので、もし何かあれば、これもう役所の方の勝手な言い分にはなるんですけども、病院等の方に駆け込んでもらって、そこでAEDを借りるでありますとか、医療機関の方にお願いするというような形になろうかと思います。それと堀江公園に関しては、温水プールにはAEDを設置しておりますので、すぐ近くにありますから、急ぎ間に合うのかなとは思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次の質問です。ご答弁の中に、おおむね町関連施設においてはAEDが設置されているとのことでございましたが、AEDを設置するだけではなく、その使用についての訓練が大変重要だと考えております。その訓練方法について、お伺い致します。よろしくお願ひ致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

当本部での消防のAEDを伴った訓練については、普通救命講習や各種応急救護訓練等が行われております。その中にAEDの使用に関する重要性を伝え、普及啓発活動に取り組んでおります。特にAEDの取扱い訓練指導では、どのような傷病者であってもAEDパッドを装着する際には、躊躇わざ躊躇なく装着することを指導した上で、誰にでも男性、女性、子ども、高齢者を問わず、一定の配慮を心掛けるように指導しております。例えば消防本部では、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、傷病者の服をずらして装着したり、周囲の方々に壁を作つてもらうなどの協力を要請するなどとなっております。し

かし、議員ご指摘の傷病者の素肌を出すことへの抵抗感がAED使用を躊躇させることは、救命率の低下の原因の一つであると考えられますので、訓練指導及び講習会等では、三角布を含む、また、タオルや脱がせた服などを利用した配慮を含めた指導を行っていくと考えております。今後も傷病者の命を最優先に繋ぐための心停止への予防、それと早期の認識、心肺蘇生とAED、2次救命処置の救命の連鎖の最初の3つを確実に繋げるよう、AEDの使用や普及啓発も含め、救命率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再々々質問で総務課の方からは、訓練のことについて少し答弁をさせて頂こうと思います。

AEDは、スイッチを入れますとAED本体から使用方法についてアナウンスがありますけれども、実際に使用する非常時には戸惑ってしまうということが想定されます。このため、実際にAEDを活用した訓練が非常に有効だと考えています。本町では、各地区で実施される防災訓練においてAEDの講習会を実施しています。令和6年度は26回実施しております。実施内訳としては、行政・地域団体対象が5回、この行政・地域団体というのは、町役場でありますとか自主防災組織、あとは各種団体の職員の方々に対して実施をしております。教育・保育機関対象が6回、これは、小学校でありますとか、私立になりますけれども保育園でありますとか幼稚園、こういった教諭、保育士、保護者等々に対して訓練を行っております。あとが、企業・事務所対象が15回です。この企業・事務所というのは、町内の企業なんですけれども、主には海外の技能実習生の方々に対して訓練を行っているというものであります。なお、自治会等から要望があれば、出前講座等でAED講習の協力をていきたいと考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

映像をお願いします。先日、令和7年度の世界救急法の日・記念イベントということで、町婦連から何名かということで参加をさせて頂きまして、とても有意義な救急法のイベントでございました。その中で、今、画面に出てるように、これは三角巾を使って傷の手当を致しました。私は小学生をこの時にAEDをして実施をしまして、そのあとに三角巾を使って傷の止血の練習をしました。で、今は手を骨折して添え木をしている状態です。添え木をした状態のところに三角巾を捲いて接ぎますよね。それも教えて頂きました。それから、次の写真は、これです。これは、そのほかに傷の止血の手当として頭、そして腕の止血方法、そして最後に足の止血方法を日赤の方に教えて頂いて、三角巾を使って実践をしてまいりました。これは大変重要なことであると感じまして、

AEDの使い方は、もう何遍使っても忘れるんやけどやっぱり回数をこなして自然にAEDの救命措置が出来るように、やはり訓練が大事やと痛感致しまして、併せて、この止血方法、なかなかこれは実践するのが回数も少ないし、難しいんですね。やはり、こういったこともしっかりと各種団体の方で、しっかりとこれからも普及啓発をして頂き、訓練をして頂けたらなと感想でございました。映像を終わります。有難うございます。

次の質問です。災害時において各避難所に避難している住民はストレスなどで体調を崩してしまうことが予想されます。避難所となっている小学校、中学校の体育館にAEDは設置されているのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

各小・中学校には、校舎内及び体育館にAEDが設置されています。しかし、ご質問にありましたとおり、災害時のような非常時には適切に使用される必要があるため、各避難所に配置される私方の職員にAEDの設置場所を周知することや当該職員をはじめとする多くの職員にAED講習を受講させる機会を提供することに努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。以前、私も一般質問の中でAEDを見ますと、ほとんど施設内とか職員室内とか、そういうところが多くございまして、やはりすぐ対応せないけないというときは、やはり外に是非置いて頂けたらなと、すぐに使用出来るように施設外に設置をして頂けたらなと思っております。これは要望でございます。1番いけないのは、目の前の傷病者に対して何もしないことです。勇気を持って歩み寄り、出来ることを精いっぱい実践して下さい。万が一、救命処置を実施した傷病者の方が助からなかった場合でもバイスタンダー、これは居合わせた人が実施した救命処置に対し、処罰の対象にされることはありませんということでございます。

次に、2つ目の質問に入ります。

2点目の質問は、防災会議の女性委員の任命状況についてであります。

自治体の防災会議で女性委員の比率が高いほど女性や子ども、高齢者や障がいのある方など災害弱者の視点に立った対策が実行されています。

東日本大震災の教訓から、国は令和7年度までに女性委員の割合を30%にする目標を掲げています。本町の現状についてお伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の防災会議の女性委員の任命状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃる「防災会議」とは、災害対策基本法第16条に定められた「市町村防災会議」のことです。これは、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するための機関であり、本町では多度津町防災会議条例を定めて「多度津町防災会議」を設置しています。

多度津町防災会議の委員については同条例第3条第5項により、指定地方行政機関の職員、知事部局の職員、県警の警察官、本町の町長部局の職員、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官からそれぞれ町長が任命する者と定められており、その定数は同条例第3条第6項の規定により20人以内とされ、現在は20名を任命しています。このうち、女性委員は3名で全体の15%となっています。また、前年度と比較しますと女性委員の割合は5ポイント増加しています。

なお、女性委員の内訳は指定公共機関関係者1名、町職員2名となっています。

防災分野においても女性の視点を取り入れることは、避難所運営や備蓄品の選定など多様なニーズに対応する上で極めて重要であると認識していますので、今後も防災に関する専門知識や経験を有する女性人材の発掘・育成に取り組むとともに委員改選の際には、より一層女性委員の登用を進めたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。再質問です。ご答弁の中に多度津町防災会議を設置していますとございましたが、設置した時期はいつなのか、お伺い致します。

また、併せて女性委員は3名とのことでございましたが、どこに所属されているのか詳しくお伺い致します。併せてお伺い致します。ご答弁よろしくお願ひします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、多度津町防災会議は、町の条例により設置されています。多度津町防災会議条例は、昭和38年10月1日に設置されています。また、女性委員の3人のうち、町関係では町長公室長、高齢者保険課長です。もう1人は、大手通信会社の香川支店長の方です。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。次の再々質問です。

先ほど、ご答弁の中にございましたが、国は30%を目指そうということでございます。本町は15%、3名ということでございまして、今後どのような対策をとられていくのか、それについてお伺い致します。ご答弁お願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁をさせて頂きましたけれども、この防災会議に関しましては、委員になれる方っていうのは、決まっております。今ちょっと手元にありますので、ご紹介をさせて頂きますけれども、会長は多度津町長であります。指定地方機関としては高松地方気象台、知事部局内としては香川県の危機管理課、それと香川県の中讃土木事務所、あとは香川県の県警で言いますと丸亀署の署長さん、町長部局が8つの課。それと教育長、消防本部、消防団、指定公共機関としては、通信会社の先ほど申し上げました通信会社の香川支店長さん、四国電力の送配電、それと四国ガスさん、学識経験者としては、香川大学の危機管理先端教育研究センターのセンター長さん、あとは自衛隊の方という風になっております。ですので、それぞれの団体の方から、この方を委員長に推薦しますよということで話がございます。それで本町としては、この防災会議の委員に委嘱をしているというものでありますけれども、次回の改選からは、町の方から各団体に対して出来れば、女性職員を推薦して頂きたいということを促してはいきたいなという風には考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

改選の時に女性職員を促していくことの答弁でございました。有難うございました。

次の質問です。今後の防災対策については、様々な場面において女性目線が必要になってくると思います。町として今後どのように取り組んでいきたいのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員さんの再質問に答弁をさせて頂きます。災害時の避難所での対応でありますとか、災害備蓄品の選定などには、先ほど答弁にも申し上げましたとおり、女性に活躍してもらうことが必要だと考えております。本町の防災担当において、各種防災に関する計画を作成する場合には、女性職員から女性職員目線の意見を聴取するようにしております。現在、総務課防災担当は全て男性職員が担っておりますが、今後は女性職員の登用も必要になると考えております。しかし、限られた人員の中で人員配置を検討することになりますので、正規職員だけではなく、それに長けた会計年度任用職員の登用も併せて研究して

まいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。再々質問です。今後、令和7年、8年、9年と8年度以降は、町としてどのように検討されていくのか、お伺い致します。よろしくお願ひします。

議長（金井 浩三）

済みません、隅岡さん。

もう一遍、質問をはっきりして下さい。内容がちょっと分かりませんので。

議員（隅岡 美子）

私も分かりません。再々質問です。これは町長公室の方にお伺いしたいんですけど、今、申し上げましたように、今後、女性委員を増やしていくという、そういった観点から今後、町としてはどういう風に、具体的なもし計画があれば、お教え頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

私の方から今の女性職員の登用という答弁をさせて頂きました。これは先ほどの答弁にもありましたとおり、今現状では、防災担当は男性職員ばかりであります。本町の人員に関しても限られた中でございますので、私方の総務課の方から人事担当部局に対しては、女性職員を今後、登用していきたいんだということを要望はしていきたいなという風に考えてございます。ただ、今現状で、こういった女性職員、また、長けた会計年度任用職員、そういった方に関しては、今、具体的な案はございません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

大変失礼致しました。

最後の質問です。3点目です。3点目の質問は、空調付きベスト等を導入する考えは、あるのかについてでございます。

7月、8月と命に関わる猛暑の中、屋外で働く職員は様々に工夫をし、熱中症対策をされていることと推察を致します。また、長期予報では9月、10月、11月も高い気温が続くと予想されています。そこで、空調付きベストの導入について町のお考えをお伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の空調付きベストを導入する考えについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在は、空調付きベストは多度津町職員被服貸与規程に規定されておらず、職員が各自で熱中症対策のために個人で購入している状態です。

毎年、夏の平均気温が上昇しているなか、屋外作業は熱中症の危険があり、従

事する際には空調付きベスト等の必要性があると屋外作業に従事する職員からの要望が上がっているところです。

空調付きベスト等はバッテリーなどの付属品とセットであり、1着当たりが通常の作業着と比べて高価になります。しかし、気温が著しく高い時期にも常に屋外で作業に従事する職員が熱中症にならないよう、予防対策を実施することは重要であると考えます。

今後、多度津町職員被服貸与規程の見直し及び次年度予算の検討を行い、屋外作業に従事する職員への貸与を検討します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。9月2日の新聞報道によりますと気象庁が発表した夏、これは6月から8月ですが、日本の平均気温は平年を2.36度上がり、1898年の統計開始以降で最高になったということでございます。多度津は平均より1.9度高い27.8度で、平6渴水、これは平成6年の渴水ということでございます。のあった1994年、平成6年と昨年に観測した最高記録27.3度を31年ぶりに更新したということでございます。このように異常な高温が継続している中、町として職員の熱中症対策はどのように取り組んでおられるのか、町長公室長にお伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

町長公室長（山下 佐千子）

隅岡議員さんの再質問に答弁をさせて頂きます。

職場の熱中症対策については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行されました。その中で、事業主は熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制の整備及び実施手順の作成、そして、それらを関係作業者へ周知することが義務付けられました。このことを受け、本町では職員安全衛生委員会において、これまで実施してきた熱中症予防教育に加えて熱中症対応フローを作成し、リサイクルプラザや幼稚園を含む各所属に掲示するなど周知を行っております。また、気温と湿度の記録をするほか、熱中症警戒アラートの発令状況などの情報を暑さ指数が28を超えると予想される日の朝に全庁メールで配信をし、警戒を呼びかけるなど予防体制の徹底に努めております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。先ほどの総務課長のご答弁の中に空調付きベストは大変高価で、2万円から3万円するということでございました。高価であるとありましたが、1着幾らと想定しているのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど質問の中で隅岡議員さんが奇しくもおっしゃって頂いた2万円から3万円、これは、私方も来年度からの空調付きベストを職員に対して対応していきたいなという風に考えてございます。そこで、町内の作業服を専門に扱っている業者さん、これは私の方の町の職員の作業着を取り扱っているところでございますけれども、一度話を聞いております。そうしますと輸入品と国産の2つ大きく分かれてあるんですけれども、やはり国産の方が持ちはいいというような話を聞いております。国産の話でいうと2万3,000円から約3万円強、今、隅岡議員さんの質問の中でありました2万円から3万円というのは適切な価格なのかなという風に考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

先ほどの総務課長の答弁で2万円から3万円という大変高額であるということは承知をしておりまして、理解もさせて頂きました。

予算の都合もあり、一度に必要な数を準備することは大変難しいと思いますが、計画的に今後、購入して貸与して欲しいと思います。

そこで、このベストを貸与する場合、その貸与する職員の職種などの貸与基準はどのようにお考えなのか。お伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現在、本町の作業服などの被服貸与については、多度津町職員被服貸与規程において貸与職員や貸与被服などが定められております。質問にある空調付きベストは、この規定には含まれていませんので、規定の見直しに合わせて対象職種なども見直しを行いたいと考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

前向きに検討して下さるように受け止めさせて頂きました。今後、職員が個人で購入することのないように、環境整備についても是非前向きに進めて頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。

ご答弁、誠に有難うございました。